

委託業務を再委託する場合は、事前の申出・承諾が必要です

《外注や下請けなどを発注する場合は十分ご注意ください》

市から委託を受けた業務を再委託※する際は、事前の申出・承諾手続きが必要です。

承諾を受けずに再委託契約を行った場合は契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、入札参加制限や指名停止に該当する場合があります。

○再委託を行う場合はあらかじめ市に申出書を提出し、事前に承諾を受けてください。

→ 再委託を承諾する場合、市は承諾書を交付します。

承諾書を受領した後に、再委託先と契約を結んでください。

ご不明な点がございましたら、契約前は質疑にて、契約後は担当課にお問合せください。

市から委託を受けた業務

再委託できない業務

- ・当該業務の全部
- ・当該業務における基本的又は中心的な業務
- ・契約金額の1/2を超える業務(原則)

・再委託を検討している場合は、宝塚市ホームページに掲載している「再委託に関するガイドライン」を必ずご確認ください。(掲載ページ ID:1002705)

再委託できる業務

申出・承諾が必要

- ・当該業務の附随的な業務
- ・当該業務の補助的な業務 など

承諾が不要なもの

- ・簡易なもの(コピー・単純な集計・印刷製本・消耗品購入など…)

○再委託先の制限があります

→ 以下に該当する方に業務を再委託することは出来ません

- ・市の指名停止措置を受けている者、市の入札参加制限措置を受けている者
- ・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

※「再委託」とは？

契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者に委託し又は請負わせることを言います。委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、発注前の申出手続きが必要です。(再委託先がさらに再委託を行う場合も同様とします。)

(様式1)

年 月 日

宝塚市長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

再委託承諾申出書

年 月 日付で委託契約を締結した下記業務について、業務の一部を下記のとおり再委託したいので承諾願います。

記

1 件名

2 場所

3 再委託業務内容

4 再委託業者

(1) 住所

(2) 商号又は名称

(3) 代表者氏名

5 再委託における業務の担当責任者

6 再委託する業務の契約金額

7 再委託の必要性及び再委託予定者を選定した理由

8 添付書類(見積書等の業務内容及び再委託予定金額、同種業務の実績を示す書類等)

※必要に応じて実績等が分かる書類を提出してください。また、再委託先との契約書等は、承諾後に提出してください。

※複数の者に再委託する場合は、可能な限りそれぞれの役割及び体制が分かる書類を作成の上、提出してください。

※承諾を得て再委託となった者が、さらに第三者に委託(再々委託)する場合も、同様にガイドラインが適用されます。

(様式 2)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

宝 塚 市 長

再委託承諾書

年 月 日付で申請のあった再委託については、下記の条件を付して承諾します。

記

1 件名

2 場所

3 再委託業務内容

4 再委託業者

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名

5 再委託の承諾の条件

- (1) 受注者は、承諾を得て再委託の相手方となった者（以下「再委託相手方」という。）がさらに第三者に委託する場合であってもその業務を一括して委任又は請け負わせることはできない。
- (2) 受注者は、再委託相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果についての責任を負うこと。
- (3) 受注者は再委託相手方の業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。
- (4) 契約内容のうち、再委託相手方による業務の履行に係る部分について不適合があったときは、受注者がその不適合の責任を負い、誠実に業務を補正し履行すること。
- (5) 再委託にあっては、受注者は再委託相手方に対する対価の支払い等について、適正な取り扱いを行うこと。
- (6) 再委託相手方が、この承諾の条件に違反した場合には、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、本市はその一切の賠償の責を負わない。